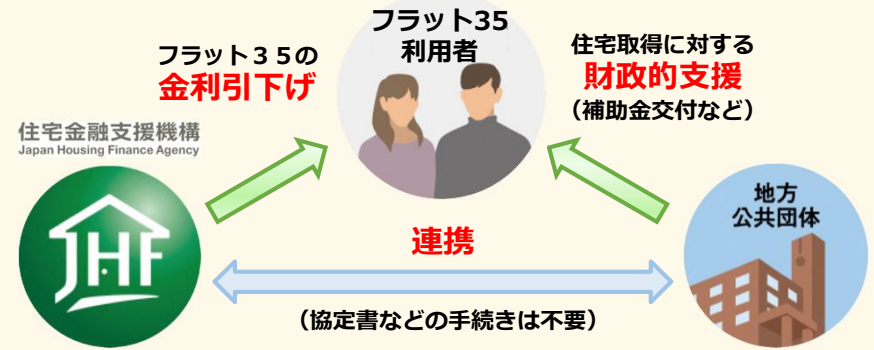


「フラット35(地域連携型)」の概要

制度の概要

○「子育て支援」、「空き家対策」、「UIJターン」、「地域産材使用」、「防災対策」、「コンパクトシティ形成」、「景観形成」、「グリーン化」の8テーマについて、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、地域特性を踏まえた住まいづくり・まちづくり等に関する取組を支援。



●フラット35地域連携型の種類

			金利の引下げ幅	連携自治体数※
子育て支援	・ 子育て世帯が住宅を取得する場合		当初5年間 ▲0.50%	455
空き家対策	・ 空き家を取得する場合 【2023年4月より拡充】			260
UIJターン	・ UIJターンを契機として住宅を取得する場合		当初5年間 ▲0.25%	328
地域産材使用	・ 地域産材を使用した住宅を取得する場合			55
防災対策	・ 防災・減災対策に資する住宅を取得する場合			100
コンパクトシティ形成	・ 居住誘導区域「外」から、居住誘導区域「内」に移住する際に、住宅を取得する場合			25
景観形成	・ 街なみ景観の形成に資する住宅を取得する場合			4
グリーン化	・ グリーン化(断熱等性能等級6,7相当の高断熱住宅を取得)する場合 【2023年4月より追加】			9

※ 令和6年4月1日現在。なお、地域連携型の連携自治体数(全体)は、複数の施策で連携している場合があるため、各施策の合計値と一致しない。